

参 考 資 料

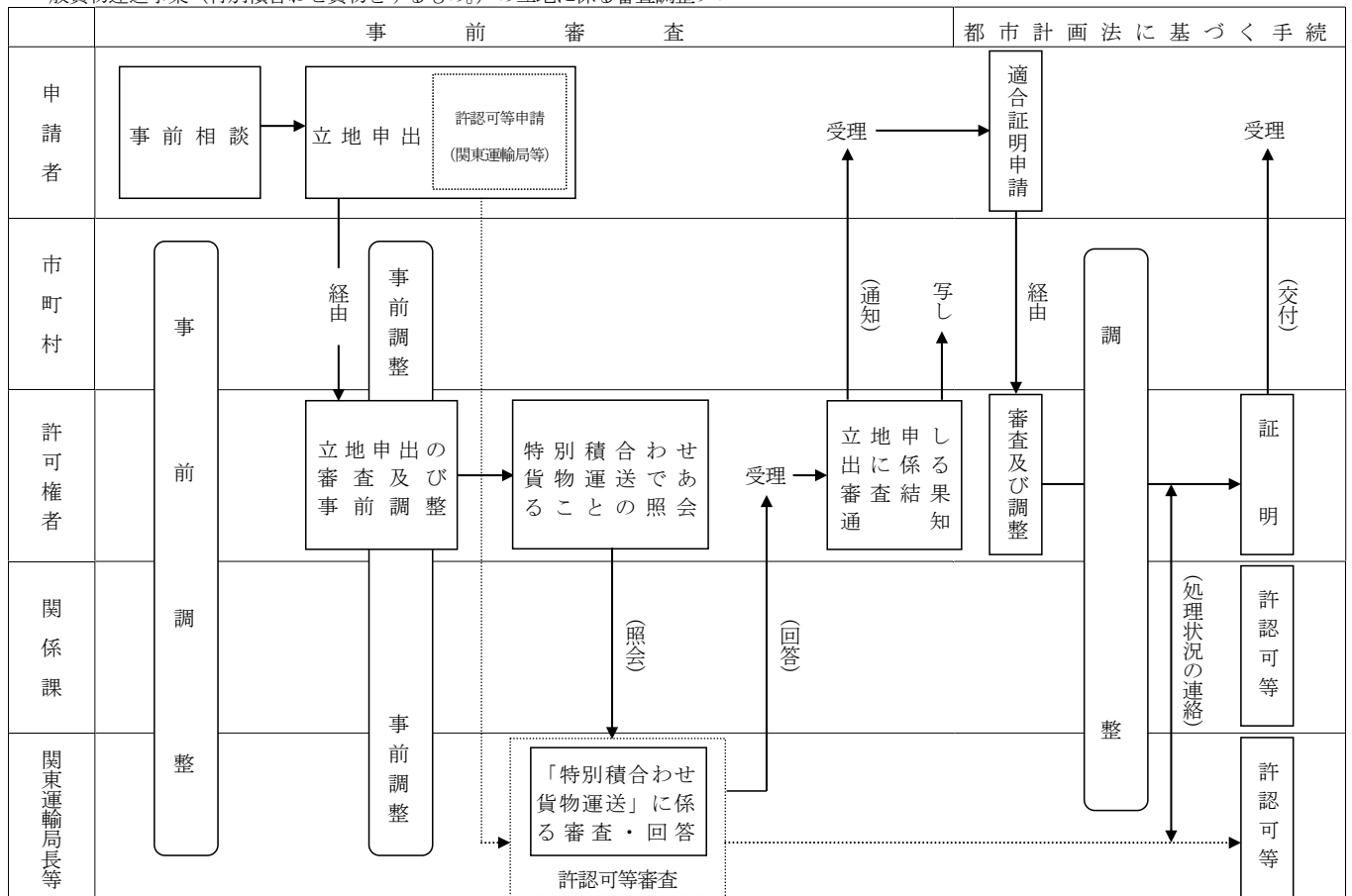
参考資料

<参考1>

一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするもの） に係る開発(建築)行為の事務処理上留意すべき事項について

- 1 許可権者は、申請者から様式1の「立地申出書」の提出を求めます。この場合、立地申出書は、開発区域又は建築しようとする土地を所管する市町村を経由します。
- 2 許可権者は、立地申出書を受理した場合、適合証明書の交付申請に先立ち、他法令の許認可権者と事前調整を行います。
- 3 許可権者は、2により一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするもの。）の用に供する施設としての確認を得るため、国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課（以下、「関係機関」という。）に対し、様式2により照会します。
- 4 許可権者は、3により関係機関から回答が得られたものについて、様式3により申請者あてに立地申出に係る審査の結果を通知し、経由市町村にもその写しを送付します。
- 5 許可権者は、適合証明書の交付に当たり関係機関と連絡を密にして、他法令による許認可等が得られることを確認したうえで並行処理します。

一般貨物運送事業（特別積合わせ貨物をするもの。）の立地に係る審査調整フロー



様式1

立 地 申 出 書

年 月 日

様

申請者 住所

氏名

一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物をするもの。）の用に供される施設を建築する目的で行う開発（建築）行為を行うため、都市計画法の申請に先立ち、下記のとおり、立地について申し出ます。

記

開発（建築）行為をしようとする者		住 所		氏 名			
一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするもの。）の許可を受けようとする者		住 所		氏 名			
開発区域又は建築物を建築しようとする土地	地 番		地目別面積（㎡）				
			農 地	山 林	宅 地	その他	計
立地場所を選定した理由							
土地 利用 計画	予定建築物の概要	工 事 種 別	棟 数	イ 階 数		ロ 延べ面積	
		新築 増築 その他（ ）					
	公共施設の状況	前 面 道 路（m）		排 水 先			
		名称 幅員（ ）		雨水（ ）汚水（ ）			
他法令との調整の状況		農 地 法	道 路 法		その他（ ）		
		事前調整（未 中 済）	事前調整（未 中 済）		事前調整（未 中 済）		

（注）1 添付書類（位置図、公図の写し、土地利用計画図、各階平面図）

2 イ欄は、開発区域（又は建築物を建築しようとする土地）内に予定建築物を複数配置する場合は、そのうちの地上階数が最大のものを記入する。

3 ロ欄は、開発区域（又は建築物を建築しようとする土地）内に予定建築物を複数配置する場合は、それらの延べ面積の合計を記入する。

様式2

第 号
年 月 日

関東運輸局自動車交通部貨物課長 様

(許可権者) 長

一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするもの。）の用に供する施設
を建築する目的で行う開発（建築）行為について（照会）

日ごろ、都市計画行政の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます
さて、このことについて、別紙のとおり立地申出がありましたので、一般貨物自動車運送
事業（特別積合せ貨物運送をするもの。）の用に供する施設として、貴職の確認を得たい
ので、御回答くださるようお願いします。

様式3

第 号
年 月 日

様

(許可権者) 長

立地申出について（通知）

平成 年 月 日付けでされたこのことについては、特別積合せ貨物運送をする
施設であると判断されるので、都市計画法施行規則第60条の規定により開発行為又は建
築に関する証明書の交付の申請手続を行ってください。

なお、当該証明書の交付は、貨物自動車運送事業法、その他関連する法律による許認可
等が得られることを確認したうえで、並行処理となりますので申し添えます。

＜参考2＞ 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（埼玉県県土整備部）

（目的）

第1条 この条例は、雨水流出量を増加させるおそれのある行為及び過去における洪水の状況を基に湛^{たん}水することが想定される土地において盛土をする行為に関し、雨水流出抑制施設の設置等の必要な規制を行うことにより、浸水被害の発生及び拡大を防止し、もって県民の生命、身体及び財産の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 雨水流出量 地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。
- 二 雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の発生及び拡大の防止を目的とするものをいう。
- 三 開発区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域をいう。
- 四 開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。

（雨水流出増加行為の許可）

第3条 次に掲げる行為であって雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのあるもの（以下「雨水流出増加行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為
 - 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が1ヘクタール以上のもの
- （申請の手続）

第4条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 雨水流出増加行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 雨水流出増加行為に関する工事の計画
- 三 雨水流出抑制施設の設置に関する工事（以下「対策工事」という。）の計画
- 四 その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

（許可の基準等）

第5条 知事は、第3条の許可の申請があったときは、その対策工事の計画が当該行為区域における雨水流出量の増加を抑制するために必要な措置を規則で定める技術的基準に従い

講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

- 2 知事は、第3条の許可に、行為区域における雨水流出増加行為による雨水流出量の増加を抑制するために必要な条件を付することができる。

(許可の特例)

第6条 国又は地方公共団体が行う雨水流出増加行為については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって第3条の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第7条 第3条の許可を受けた者は、第4条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第3条の許可を受けた者は、第1項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。
- 5 第1項又は第3項の場合における次条の規定の適用については、第1項の規定による許可又は第3項の規定による届出に係る変更後の内容を第3条の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査等)

第8条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水流出増加行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による工事を完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第5条第1項の規則で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査するものとする。
- 3 知事は、前項の検査の結果第1項の工事が第5条第1項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該工事に係る雨水流出抑制施設の設置場所その他の事項を告示するものとする。

(雨水流出量の増加の抑制)

第9条 雨水流出増加行為のほか、雨水流出量を増加させるおそれのある行為をしようとする者は、雨水流出抑制施設の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(湛水想定区域)

第10条 知事は、河川整備状況を踏まえ、過去における洪水の状況を基に湛水することが想定される区域を湛水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び湛水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、規則で定

めるところにより、指定の区域及び湛水した場合に想定される水深を公表するものとする。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(湛水想定区域内に盛土をする場合の必要な措置)

第11条 湛水想定区域内の土地に盛土をしようとする者は、雨水流出抑制施設の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(湛水想定区域内での盛土行為の届出)

第12条 次に掲げる行為であつて湛水想定区域内の土地に盛土をするもの（以下「盛土行為」という。）をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が1ヘクタール以上のもの

2 前項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 盛土行為をする土地の区域の位置、区域及び規模

二 盛土行為に関する工事の計画

三 対策工事の計画

四 その他規則で定める事項

3 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(変更の届出)

第13条 前条第1項の規定による届出をした者は、同条第2項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

3 前条第1項の規定による届出をした者は、第1項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(完了等の届出)

第14条 第12条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る盛土行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(届出に対する勧告等)

第15条 知事は、第12条第1項、第13条第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該届出の内容が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(標識の設置)

第16条 第3条の許可を受けた者又は第12条第1項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る対策工事が完了したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の公衆の見やすい場所に、雨水流出抑制施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

- 一 雨水流出抑制施設の敷地である土地
- 二 建築物等に雨水流出抑制施設が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地

(雨水流出抑制施設の機能の確保)

第17条 雨水流出抑制施設の所有者等（当該雨水流出抑制施設の敷地である土地（建築物等に雨水流出抑制施設が設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該雨水流出抑制施設に係る部分）の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。）は、当該雨水流出抑制施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するよう努めなければならない。

(雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の届出等)

第18条 第8条第3項の規定により告示された雨水流出抑制施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 雨水流出抑制施設の全部又は一部の埋立て
 - 二 雨水流出抑制施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
 - 三 雨水流出抑制施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水流出抑制施設に係る部分に関するものに限る。）
 - 四 前3号に掲げるもののほか、雨水流出抑制施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で規則で定めるもの
- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他規則で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該雨水流出抑制施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(監督処分)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条若しくは第7条第1項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の

停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第3条又は第7条第1項の規定に違反して、雨水流出増加行為をした者

二 第3条又は第7条第1項の許可に付した条件に違反した者

三 雨水流出増加行為であつて、行為区域における雨水流出量の増加を抑制するために必要な措置を第5条第1項の規則で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

四 詐欺その他不正な手段により第3条又は第7条第1項の許可を受けた者

（立入検査）

第20条 知事は、この条例の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水流出増加行為又は盛土行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水流出増加行為若しくは盛土行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告の徴収等）

第21条 知事は、第3条若しくは第7条第1項の許可を受けた者又は第12条第1項若しくは第13条第1項の規定による届出をした者に対し、当該許可若しくは届出に係る土地又は当該許可に係る雨水流出増加行為若しくは当該届出に係る盛土行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすることができる。

2 知事は、第18条第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る雨水流出抑制施設又は当該届出に係る行為の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（湛水想定区域の指定のための立入調査）

第22条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第1項の規定による湛水想定区域の指定のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、調査することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明

書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(市町村の条例との関係)

第23条 市町村が定める浸水被害の防止のための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条 第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条又は第7条第1項の規定に違反して、雨水流出増加行為をした者
- 二 第20条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 三 第22条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条第1項（工事の完了の届出に係る部分に限る。）、第12条第1項、第13条第1項、第14条（工事の完了の届出に係る部分に限る。）又は第18条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第21条第1項又は第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 一 第7条第3項、第8条第1項（工事の廃止の届出に係る部分に限る。）又は第14条（工事の廃止の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第16条の規定に違反して、標識を設けなかった者

附 則

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 第3条及び第12条第1項の規定は、この条例の施行前に規則で定める許可等を受けている者が行う当該許可に係る雨水流出増加行為若しくは盛土行為又はこの条例の施行の際現に着手している雨水流出増加行為若しくは盛土行為については、適用しない。

＜参考3＞

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく「緑化計画届出制度」について

埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、建築物の敷地内の緑化をはじめ、屋上、壁面、駐車場の緑化を推進する「緑化計画届出制度」を創設し、平成17年10月1日から施行しています。

＜緑化計画届出制度の概要＞

（1）届出の対象

埼玉県内の1,000㎡以上の敷地において、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項による「建築確認」の申請又は同法第18条第2項の「計画通知」を要する建築行為を行う場合、緑化計画届出書の届出が必要となります。

ただし、次に該当する場合は届出の対象外です。

ア 工場立地法第6条第1項の特定工場の敷地の区域

イ 都市緑地法第34条第1項の緑化地域

ウ 都市緑地法第39条第2項の地区計画等緑化率条例により、緑化率の最低限度が定められた区域

エ さいたま市の全区域

オ 川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市及びふじみ野市の敷地面積1,000㎡以上3,000㎡未満の区域（令和6年10月現在）

※3,000㎡以上は県の届出制度の対象です。

（2）緑化計画届出書の届出時期

建築基準法第6条及び同法第6条の2による「建築確認」の申請、又は同法第18条による「計画通知」の提出を行う前に届け出てください。

緑化の基準等、制度の詳細については、以下を参照してください。

- ・ホームページ「緑化計画届出制度」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/ryokukakeikakusyo.html>

- ・「緑化計画届出制度 届出等の手引」（埼玉県環境部みどり自然課）

＜緑化計画届出制度に関する問い合わせ先＞

中央環境管理事務所 地域環境担当 048（822）5199

（川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町）

西部環境管理事務所 地域環境担当 049（244）1250

（川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町）

東松山環境管理事務所 地域環境担当 0493（23）4050

（東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、

吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村)

秩父環境管理事務所 自然環境担当 0494(23)1511

(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)

北部環境管理事務所 地域環境担当 048(523)2800

(熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町)

越谷環境管理事務所 地域環境担当 048(966)2311

(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)

東部環境管理事務所 地域環境担当 0480(34)4011

(行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)

(参考)

<緑化の基準>

敷地面積が、3,000㎡以上の場合には、以下の緑化基準を満たす緑化計画を作成していただくことになります。

また、敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の場合には、緑化基準を目標値として、できる限りの緑化を行う計画を作成していただくこととなります。

緑化を行う場所は、敷地内の地上部だけでなく、屋上、壁面、駐車場などでも構いません。

(1) 緑化を要する面積

敷地内(建築物上含む)における緑化を要する面積は、次式により算出される面積以上を緑化してください。

① 用途地域が定められている区域

緑化を要する面積＝敷地面積×(1－建ぺい率)×0.5

② その他の区域

緑化を要する面積＝敷地面積×0.25

【緑化面積の算定】

緑化の方法ごとに次により緑化面積を算定してください。

① 樹木(地上部及び建築物上)

緑化面積＝次の条件を満たすAの面積

$A \leq 1.8B + 1.0C + 4D + E$ (※ 樹高は植栽時の高さです。)

A：樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域(土壌基盤)の面積

B：高さが4.0m以上の樹木本数

C：高さが2.5m以上4.0m未満の樹木の本数

D：高さが1.0m以上2.5m未満の樹木の本数

E：高さが1.0m未満の樹木の本数

② 芝、コケその他の地被植物又は多肉植物類
緑化面積＝植栽面積
(地上部は植栽面積×0.9)

③ 草花その他これに類する植物
緑化面積＝植栽面積
(地上部は植栽面積×0.9)

④ ツル植物（壁面の緑化に限る）

※ 植栽基盤幅 30 cm以上、植栽間隔 30 cm～50 cm程度により植栽してください。

ア 建築物の外壁に緑化のための補助資材が整備されている場合

緑化面積＝補助資材で被われている面積

イ ア以外の場合（敷地境界ブロック、フェンスなどを含む）

緑化面積＝当該壁面の直立部分の水平投影面の長さ×1 m

⑤ 太陽光発電装置を設置している場合の取扱い

パネル等の水平投影面積（①～④により算定した水平投影面と重複する部分を除く。）を緑化面積に算定することができます。

※ ①～④で算定した緑化面積の4分の1を超えない範囲内

⑥ 生け垣による緑化（接道部に限る。）

緑化面積＝生け垣の樹高×生け垣の延長

※ 緑化面積に算定できるのは、樹高が1 m以上のものに限りです。

※ 道路との間に遮蔽物がある場合は、樹高からその高さを除きます。（除いた後の高さが1 m未満の場合は算定できません。）

⑦ 樹高4 m以上の樹木による緑化

緑化面積＝樹高の6割を直径とする円面積

※ 生け垣として算定した樹木は除きます。

（2）接道部の緑化

接道部（敷地境界線のうち道路に接する部分）においては、次のア、イの方法により算出される値以上を緑化してください。

ア 緑化を要する接道部の長さ＝接道部の長さ×0.5

イ 緑化を要する接道部の長さ＝接道部の長さ－出入口の長さ

（注）接道部は樹木による緑化を心がけてください。

建築物の屋上、壁面、ベランダを緑化する場合で、当該緑化箇所が接道部に位置する場合には、接道部の緑化としての長さに加えることができます。

ただし、同一箇所において他の方法による接道部の緑化と重複して加算することはできません。

（3）高木植栽本数

敷地内の地上部においては、樹木による緑化を行う面積20 m²あたりに成木時の高さ（植栽時の高さではありません。）が通常2.5 m以上となる樹木を1本以上の密度となるように植栽してください。

＜緑化計画上の留意点＞

緑化の計画にあたっては、次に掲げる事項に留意してください。

・緑化の施工箇所

緑化の施工箇所は、敷地内の地上部（建築面積部分以外の敷地）に設定することを基本としますが、建築物上の屋上や壁面、駐車場なども含めることができます。

・緑化を要する面積

緑化の方法は、樹木による植栽を基本としてください。ただし、敷地等の状況によりこれが困難な場合は、芝などの他の緑化の方法を用いても構いません。

緑化面積は、それぞれの緑化の方法によって緑化した面積を加算して算定しますが、同一箇所に異なる緑化の方法を用いても、原則として重複して加算することはできません。

・その他の留意点

- ①植栽する植物を選定するにあたっては、周辺の生態系に配慮した植栽を心がけてください。なお、区域によっては、病虫害防止のための条例により、植栽樹木を制限している場合があるので、市町村に確認してください。
- ②既存の樹木は可能な限り生かし、昆虫や鳥などの生物多様性への配慮を行ってください。
- ③まちの美観形成や快適性に配慮し、様々な高さの樹木を組み合わせることで量感と連続性のある配置に心がけてください。
- ④雨水・循環水の活用、落葉の堆肥化など、省エネルギー・省資源に配慮してください。
- ⑤客土は、樹木の育成が良好に保たれる土壌を使用してください。
- ⑥維持管理に伴う薬剤は、周辺の環境に影響を及ぼさないように充分配慮して選定し、使用してください。

氏 名	
-----	--

都市計画法に基づく開発許可制度の解説
(令和6年10月版)

令和7年4月 発行

編集 埼玉県都市整備部都市計画課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL: 048-830-5478

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1102/index.html>

発行 埼玉県総務部文書課（県政情報センター）

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL: 048-830-2543